

## 道から札幌市への事務・権限の移譲項目

法律	関係府省	法律名	事務・権限	施行日	道担当課	札幌市担当課
----	------	-----	-------	-----	------	--------

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に係る改正（平成29年12月26日閣議決定）

1	厚生労働省	児童福祉法	放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限	未定	保健福祉部 子ども未来推進局 子ども子育て支援課	子ども未来局 子ども育成部 子ども企画課
2	厚生労働省	社会福祉及び介護福祉法	喀痰吸引等業務に係る事務・権限	未定	保健福祉部 福祉局 地域福祉課	保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課

事務・権限名	放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限
事務・権限の概要	放課後児童支援員認定資格研修の実施(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項)の事務・権限について、平成31年度から指定都市も実施できることとし、平成30年度中に省令を改正
関係府省	厚生労働省
法律名	児童福祉法(昭22法164)
条項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項
特例条例による移譲対象(第1・第2区分)	対象となっていない
札幌市への移譲状況	未移譲

札幌市との協議状況	未協議
事務処理マニュアルの有無	無
事務処理体制(人員等)	道においては、毎年度プロポーザル契約を行い委託先を決定しているため、契約事務を行う者が必要。
組織体制等に係る留意事項(人員・資格者・機器等)	無
札幌市において整備が必要と考えられる条例・規則等	有(条例改正)
事務スケジュール	未定
その他の留意事項	—
北海道所管部局課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課

## 年間処理件数(H29)

条項	内容	全道件数	うち札幌市域分

事務・権限名	喀痰吸引等業務に係る事務・権限
事務・権限の概要	喀痰吸引等業務に係る事務・権限について、必要に応じて、当該権限を指定都市に移譲することの是非も含め、更なる事務の円滑化に向けた検討を行い、平成32年度中に結論される予定。(都道府県と市町村の間で必要に応じた事業者の登録情報の共有化は平成29年度に通知)
関係府省	厚生労働省
法律名	社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30)
条項	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2～第48条の8
特例条例による移譲対象 (第1・第2区分)	候補
札幌市への移譲状況	未移譲

札幌市との協議状況	未協議
事務処理マニュアルの有無	北海道喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱
事務処理体制(人員等)	福祉人材グループのうち、他業務と兼務1名体制。
組織体制等に係る留意事項 (人員・資格者・機器等)	特になし
札幌市において整備が必要と 考えられる条例・規則等	(手数料を徴収する場合は)手数料条例及び実施要綱等により申請・届出 様式等を制定。
事務スケジュール	未定
その他の留意事項	—
北海道所管部局課	保健福祉部福祉局地域福祉課

## 年間処理件数(H29)

条項	内容	全道件数	うち札幌市域分
法第48条の3	事業者登録	50	18
法第48条の6	事業者の登録事項変更	225	90